

江南市農業委員会議事録

別紙の件付議のため、平成29年7月28日午後1時30分より市民文化会館特別会議室にて江南市農業委員会を会長招集する。

出席委員

- | | |
|---------|--------|
| 1 藤岡和俊 | 3 大島伸康 |
| 4 伊藤 克 | 5 永田淑範 |
| 6 佐分力夫 | 7 岩田 明 |
| 8 伊神光則 | 9 菱川弘隆 |
| 10 泉 義昭 | |

開 会 午後1時30分

議 長（会長） あいさつ。

出席者 9 名を確認し会議の成立を告げ、日程第 1 の議事録署名者を指名し議事に入る。

日程第 2、議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農地法第 3 条の許可判断基準を満たす旨を説明する。

議 長

案件について、事務取扱規程に基づき地域農業委員より調査結果の説明を求める。

地域農業委員

調査の結果、全案件について支障がない旨を説明する。

議 長

今回の全案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

（「ありません」の声あり）

議 長

議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定について」を承認決定する。

次に、日程第 3、議案第 29 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書意見決定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農地法第 4 条の許可判断基準を満たす旨を説明する。

議 長

今回の全案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

（「ありません」の声あり）

議 長

議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について」を賛成多数により承認決定する。

次に、日程第4、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農地法第5条の許可判断基準を満たす旨を説明する。

議 長

今回の全案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

(「ありません」の声あり)

議 長

議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を賛成多数により承認決定する。

次に、日程第5、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の意見決定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たす旨を説明する。

議 長

今回の全案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

(「ありません」の声あり)

議 長

議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の意見決定について」を承認決定する。

次に、日程第6、議案第32号「農地中間管理事業の推進に関する法律

第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見決定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たす旨を説明する。

議長

今回の全案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

（「ありません」の声あり）

議長

議案第32号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見決定について」を承認決定する。

次に、日程第7「諸般の報告」について、事務局に説明を求める。

事務局

「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」

「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理決定状況について」

「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理決定状況について」

「現況証明願いについて」

「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理取消願いについて」

について、報告する。

議長

次に、日程第8「その他」について、事務局に報告を求める。

事務局

次回の予定について、平成29年8月28日（月）午後1時30分から場所は市民文化会館2階特別会議室で行う旨の報告を行う。

